広報富士川

4月号

編集 富士川町役場内庶務課広報係
静岡県庵原郡富士川町
発行人 助役 中川国兵
電話 岩渕 3・120・127
印刷所 望月印刷所 電話 岩渕 304

町の現況

面積		31.09km²	
人口	38.4.1現在	14.146人	
男		7.045人	
女		7.101人	
世帯数	38.4.1現在	2.820世帯	
有権者数	38.4.1現在	8.662人	
町議会議員	定数	18名	

町議会議員選挙
四月三十日に

町議会議員の任期満了による統一地方選挙の投票日が四月三十日（火曜日）と近づきました。

⊙議員定数は、前回どおり十八名で全町一区にて行われます。

⊙選挙期日の告示は、四月二十三日です。

⊙立候補の届出期間は四月二十三日（火曜日）から四月二十六日（金曜日）の四日間です。受付時間は、午前八時三十分から午後五時まで役場で受付けます。なお支所では受付けませんから注意して下さい。

⊙立候補のできるひとは満二十五才以上、当町の選挙権を有する者。

⊙選挙権のあるものは、基本選挙人名簿、県知事選挙県議会議員選挙の補充選挙人名簿、今回新しく町議会議員選挙人名簿などに登録されている人々です。

⊙町議会議員補充選挙人名簿に登載される人は、四月二十三日現在で、満二十才当町に三ケ月以上居住している者。

⊙申請期間は四月二十三日二十四日の二日間でこの期間中に申請書を役場又は支所に提出しないと資格が消失します。

⊙年令、住居要件は、昭和十八年四月二十四日以前に出生し、本年一月二十三日以前から富士川町に居住していること。

⊙立候補される方は立候補の届出書類、候補者のしるべなど必要な書類をお渡しいたしますから、役場内選挙管理委員会に受領にきて下さい。

選管委員長に 谷津倉昇氏

選挙管理委員の任期満了により、去る三月二十九日最終町議会において、今後四年間、選挙の管理執行事務に当っていただく委員の方々が決まりました。

委員長	谷津倉 昇	室野
同代理	谷 荘四郎	本通
委員	小野 恵秀	岩渕
同	望月 鋳	山田
補充員	武下 市松	根方
同	望月 荘一	小池
同	桐谷 定雄	本通
同	藤島 実	坂下

町ぐるみで公明選挙を

四月八日、富士川町立図書館で町選挙管理委員会、同公明選挙推進協議会の主催で地方選挙公明化説明会が開催されました。

当日参集された方々は町議選に立候補予定者又はその責任者となる者、選挙関係者、公明選挙を推進していただく団体、部落代表者で、およそ、五〇余名でした。

当日、大久保選管書記長から町議選挙執行日程、同選挙運動について、栗山蒲原警察署長から選挙事前運動と警告指導について、佐藤選管書記から開票と投票の効力の決定について、小沢公明選挙推進協議会委員から地方選挙の公明化推進についてなどの説明及び協議が活発に行なわれた。

なお、出席された方々で次のような宣言を発表。

宣言

最近の地方選挙の実態を見るに、公明選挙の理想から全くかけ離れた、中傷やデマが横行し、更には、情実、きよう応、買収等、金力に流れる選挙が各地で見られることは、まことに寒心に堪えない次第である。

われわれは、只今行われている県議会議員選挙を契機として、われわれにとって最も身近であり重要な町議会議員選挙が今や行われようとしていることにかんがみ、候補者ならびに、運動員各位がよく選挙のルールを尊重し、この選挙を通じて真に公明なものとし良識ある選択により立派な代表者を得るよう、この際立候補予定者など関係者の自重を切望するとともに町民各位の一層の自覚と奮起を期待するものである。

右宣言する。

昭和三八年四月八日
富士川町地方選挙公明化説明会参会者一同

この説明会の開催に対し各方面から期待がよせられている。また当町からまず選挙の公明化をしようとせつに望む次第です

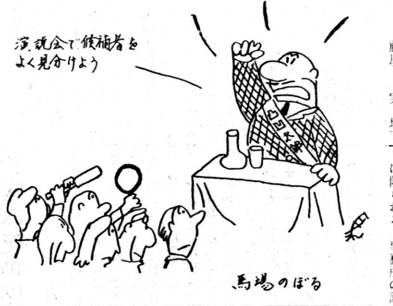
演説会で候補者をよく見分けよう
馬場のぼる

選挙法を守り 正しい選挙を

四月統一地方選挙に当り町選管主催により、立候補予定者、各団体、部落代表を集めて選挙法の説明会を開催したが、一般有権者に対して、明るい正しい選挙をしていただくために、小冊子「生活と選挙」を各時役単位に配布いたしました

この小冊子の中から、町議選挙について、選挙運動のあらましを抜萃しましたので、選挙法を守つて、四月三十日の町議選挙には、一人の違反者も出さないよう、明るく正しい選挙が行われることを選管委では望んでいる。

選挙運動豆知識

◆選挙運動の期間
立候補届出から、投票日の前日まで。

◆選挙事務所
候補者一人について一ケ所、投票当日、投票所から周囲三〇〇米以内は閉鎖、選挙事務所を表示するタテ二七三センチ、ヨコ七三センチ以下の立看板は三枚以内、高さ八五センチ、直径四五センチ以下のちようちんは一個に限られる、事務所の設置、異動は必ず選管に届出ることになつている、事務所にまぎらはしい休憩所、たまり等の設備は禁示。

◆選挙運動の禁示されている者
選挙関係者、特定公務員教育者、未成年、選挙権被選挙権を停止されている者。

◆禁止されている選挙運動
戸別訪問、署名運動、人気投票の公表、連呼行為気勢を張る行為、飲食物の提供（法律で定めた数量の、労務者、運動員の弁当に限り認められている）

◆選挙用自動車の使用
選管が交付する表示板をつけた自動車一台、必ず停車して演説を行うこと乗車できる者は、候補者運転手を除き乗車腕章をつけた運動員四人以下。

◆街頭演説
選管で交付する標旗がいる、街頭演説に従事できる者は、腕章をつけた十一人と乗車腕章をつけた四人、計十五人の運動員に限られ、拡声機一揃が使用出来る、但し、午後九時から午前六時までの夜間の街頭演説は禁示。

◆選挙用はがきの使用
候補者一人につき五〇〇枚以内、選管で使用証明書を交付する、投票日には配達しないから必ず前日まで有権者に届くよう郵便局の窓口へ差出さないと無効、はがきは有料

◆選挙運動用のポスター
長さ四二センチ幅三〇センチ以下のポスター五〇〇枚以内、選管の検印がないと違反、公共物には掲示できない。

◆新聞広告
運動期間中二回、横九、六センチメートル、縦二段組以内。

◆個人演説会
回数に制限がなく、選管の定めた公営施設で行う場合は、二日前に届出て一回に限り無料、会場には、演説開催中、立看板ちようちん一個づつ、別に拡声機一揃が使える。

◆選挙運動費用
選管で告示した金額（一五万八千二百円）を超過して支出は出来ない。

不在者投票ができます

投票は、決められた投票所で、選挙当日行うことになつておりますが、法規で定めた特別の事由で、投票日に投票所へ行つて投票できない人は前もつて投票することができます。これを不在者投票といいます。

例えば、公務や、会社、商店、個人の営業などの都合で他の都市へ出張するため当日不在となる場合、または止むを得ない事由で他の都市へ出掛けたり、あるいは滞在、旅行中の方が該当いたします。

病気で入院している人は病院（指定病院）で不在者投票ができます。

◈不在者投票の方法と手続
選挙当日不在となる由、主または長の証明を貰い（証明書様式は適宜ですが、住所、職業、選挙人氏名、不在する事由が記才されていればよい。）役場におでかけ下さい。なお用紙入用の方は役場にあります。

町商工業の発展を

商工会

富士川町商工会第四回通常総会か盛大に実施されました。

一大発展を成遂げた富士川町商工会は去る四月七日第一公民館に於て多数出席を集めて盛大に実施され優良従業員として、宇佐美政弘君以下二六名は池上憲会長より、各々表彰状と記念品を授与されました。

なお来賓として、池谷町長、中川助役、加藤産業課長および県当局より一木正指導課長が出席して祝辞を述べられた。

あなたの老後を

国民年金保険料は共同かけ金で手数をはぶきましよう

保険料のかけ金は普通の場合毎月、三カ月毎、又は年一回という方法で、何となく納めるのに便利にできているようですが、そのつど印紙を手帳に貼り消印をしてもらわないと納めた事になりません。こうみてみますと一人一人がこの方法で行うと大変やつかいです又一人一人ではうつかり忘れてしまう場合もあります。そこでどこの市町村でも共同で納入する組織を作ることに専念しております

幸い当町でも婦人会の皆様の協力を得四月から各支部にお願いいたすことになりました。一人の未納者もなく共同で納付することに協力いたしましよう。

37年度分の未納保険料は4月30日までに

国民年金加入者のみなさん、四月は37年度（37年4月〜38年3月）分保険料の最終納期限です。

あなたの年金手帳をもう一度ごらん下さい。保険料が一カ月でも未納になつている時は四月三〇日までに必ず納めましよう。

手数のかからない前納制度を利用しましよう

保険料は前払いすることもできます。毎月一〇〇円の場合は一一七〇円、一五〇円の場合は一七六〇円となり年五分五厘の割引率です。又二〇才から六〇才までの保険料は四〇年分が六三〇〇〇円です。これを一度に前払いしますと二三五四〇円となり実に六割三分近くの割引きになるわけです。前納の手続きは四月三〇日までにしましよう。

奥様も年金を

国民年金ができて厚生年金をはじめ八つの年金制度となり全ての人がいづれかの年金をうけられることになります。しかしサラリーマンの奥さんは自分の年金というものがありません。従つて国民年金に任意に加入し掛け金をすると御主人とともに老後に年金をうけることができます。

お知らせ欄

▼防衛庁より

三八年度第一次二等陸士二等海士及び二等空士の募集をします。

◎募集日程は、三月一日（金）から五月三一日（金）まで。

◎募集資格は、一日現在で一八才以上二五才未満の人

なお、詳細は役場庶務課に問い合せ下さい。

▼役場消防係より

※防火管理者講習会の開催について

消防法（昭和二三年法律第一八六号）第八条及び消防法施行令（昭和三六年政令第三七号）第三条第一項の規定に基づく防火管理に関する講習会を次のとおり開催しますので、資格者を欠く事業所などは参加するようねがいます。

◎対象
三八年新規資格取得者望者。

◎講習日程
五月一四日・一五日静岡市（市消防庁舎四階）午前一〇時〜午後五時

◎受講手続
申込は役場庶務課消防係へ

◎受講料（資料代）
三〇〇円（受講当日持参）

◎修了者には修了証書を交付する。

※危険物取扱主任者（乙種第四類）試験施行について

(1)試験の種類
乙種危険物取扱主任者（第四類）

(2)試験施行日
三八年六月一六日（日）

(3)試験地—中部地区
静岡市（試験場については本人まで通知する）

(4)願書の締切
五月三一日まで

(5)提出書類等
受験願書、二部。写真、手札型二葉、受験資格証明書、受験通知書（はがき）

(6)受験手数料 五〇〇円
申込用紙は、役場庶務課にあります

町税納期限のお知らせ

固定資産税（第一期）
軽自動車税（定期）
自動車税（県税一期）

四月三十日が納期限です、お忘れなく

※甲種及び乙種火薬類取扱保安責任者試験、丙種火薬類製造保安責任者試験について。

(1)試験期日
三八年五月一九日（日）

(2)試験場
静岡市太田町、静岡県立静岡工業高校

(3)受験願書提出先
受験者の住所地を管轄する土木事務所

(4)願書提出期限
三八年四月三〇日

(5)願書及び添付書類
（用紙は土木事務所に）
願書、二部。写真（手札型）、戸籍抄本。

(6)手数料 七〇〇円

春です大掃除を

住みよい環境を作ろう

衛生害虫（はえ、蚊、ごきぶり等）が活動する時期となりました。本年も次の日程により全町一斉の大掃除を実施いたしますので、全員協力して、住みよい環境を作りましよう。

屋内屋外の大掃除日程

五月六日（月）坂下、旭町
五月十三日（月）本通り一区三、四区、幸町、日の出町
五月二十日（月）舟山町、木島、小山
五月二十七日（月）相生町、上町
六月三日（月）川坂、堺町、新町、新町四十九、宮町、小池

「注意事項」

※屋内の大掃除

畳や家具類は、良く日光に干し、廊下や畳表はクレゾール石けん液でふいて下さい。又各区保健衛生委員を通して殺虫剤（粉剤）を無償にて配布しますから、畳の下などに良く散布して下さい。

※屋外の大掃除

①屋外の大掃除は、下水溝空地、畜舎の附近など衛生害虫の発生場所を重点的に清掃して下さい。また汚泥の運搬の予定がありますので、日程により必ず実施し汚泥運搬車が各町内に入りましたら各組の方は汚泥の積み込みに御協力下さい。

②汚泥は水を切つてから運搬いたしますので、交通にさしつかえのない場所にまとめて下さい。

③下水溝には、役場で乳剤を散布致します。

花まつり

富士川町仏教会では、例年のとおり、お釈迦さまのご誕生をお祝いして、花まつりをおこないます。

み仏に感謝の真心をささげますので、児童、生徒、一般の皆さま、多数の参加をお願いします。

なお、式のあとでいろいろと、おもしろい演芸等も準備してありますので、ごゆつくりとお楽しみください。

日　程

月日　五月十二日　日曜日
場所　富士川第一公民館
時間　午前九時三十分より
　　　北松野公民館
　　　午後一時より

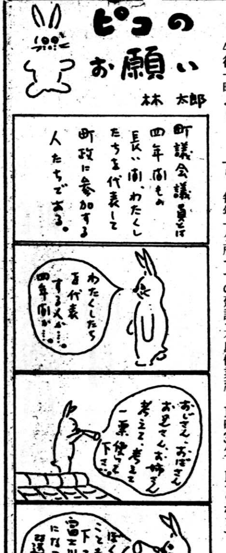
ピコのお願い
林　太郎
町議会議員とは四年間もの長い間、わたくしたちを代表して町政に参加する人たちである。
わたくしたちを代表する人が……四年間か……。
おじさん、おばさん、お兄さん、お姉さん考えて、考えて一票使って下さい。
ぼくたちのことも考えて下さい。富士川町のためになる人を選んで下さい。

八坂児童遊園地完成

本年早々に南松野八坂神社内に、総工費二十万円で着工した八坂児童遊園地が竣工し、四月三日地域の子供会や世話人が集つて、おはらいの式とともに開園し子供たちも竣工式まえから大喜こびで賑わつていた。

富士川町では三十四年から、毎年一ケ所づつの建設計画をすゝめてきたが、この遊園地ができて六ケ所となつた。

本年度も一ケ所計画しているが場所は未定です。

犬は登録を

近所で子供の泣き叫ぶ声が聞えてくるので、外に出て見ると、まつ黒な犬が子供を追いかけている。大声で犬をしかると、犬は逃げていつた。子供はまだはだしで泣いている。首輪もしていない犬「無届犬」……

犬はどんな種類の良い犬もどんな雑犬も法律に基づいて年一回の登録と春秋二回の狂犬病予防注射を受けなければなりません。登録と注射を受けることは飼育者の義務であり愛犬のためでもあります。

無届のため補獲されて金網の中から泣きそうな目で飼主を見つめていた犬、近所の子供を傷つけて注射をしなかつた人など、無届犬ゆえに問題が大きいのです。

昭和三十八年度は富士川町から無届犬を追放するため次の日時に犬の登録と注射を行いますから必ず実施いたしましよう

◉五月八日（水）
北松野公民館・10時〜12時
松野支所・13時〜15時
木島作業所：15時30分〜16時
◉五月九日（木）
第一公民館…10時〜12時
本通り公会堂…13時〜15時
◉五月十三日（金）
小池公会堂…10時〜13時
役　場…13時〜15時

遺族会新役員きまる

三月三十一日で任期が満了した富士川町遺族会では四月五日新年度役員会を開催して左記のとおり、本年度の本部役員を決定した。

会　長　堀沢国三郎
副会長　今井　藤雄
　　　　久保田春吉
婦人部長　浦田　ひろ
副〃　〃　勝呂　つる
　　　　朝比奈かず子
青年部長　未定
会　計　今井　藤雄
支部長　秋山　万造
　　　　星崎　秀治
　　　　上野　敏一
　　　　渡辺　佐一
（木島、南松野は未定）

なお本年度から会員は年額百円づつを出して、今後の遺族補償その他の運動費用とすることに協議が決した。

髪やハダを常に清潔に

これからは気候がしだいによくなつて、ハダに近いところの血の動きがよくなり、ハダが生々としてきます。ところで、春には春としての髪やハダにたいする手入が必要です。

春には強い風が吹き、砂ボコリが飛びます。それでこのようなときに外出すると、ホコリをあびて髪がよごれます。そのうえ、春になると冬のころより、皮膚からの油分の分泌が多いので、ホコリがつきやすく、髪の毛がよごれがちとなります。ですから、春には髪を洗う回数を多くしたいものです。

また春には湿疹にかかつたり、ニキビが多くなることがあります。風が吹くと花粉や細菌類などがホコリといつしよに飛んできて、皮膚につくと、これがアレルギー源となつて、カブレから湿疹になつたり、汗線や毛穴にはいつて、ニキビのもとになつたりします。

それで予防するには、外から帰つたらかならず顔を洗い、できればフロにはいつて、ハダを常に清潔にたもつよう心掛けよう。

収入印紙の貼付を忘れずに

収入印紙をはらなければならない証書、帳簿は、印紙税法第四条第一項（課税される項）に定められていますが、このなかに前各号以外証書（第四条第一項三一号証書）というのがあつて、最近はこれに該当する証書の作成が多く、このため、ついうつかり忘れたり知らなかつたがために、余分な罰金や科料相当額まで負担しなくてはならない事例もおきています。

この三一号証書を次に例示しますから参考にしていただきたい。

① 物品、有価証券の売買契約書、物品売買の注文請書など
記載金高
三〇〇〇円未満は不要
記載金高
三〇〇〇円以上は十円
記載金高のないもの
不要

② 物品委託売買契約書、販売物品の保証書、保証金差入証、株券または物品の譲渡証書、株式引受書、配当金額収証（配当金の支払を約す証書）、お仕立券債券引受証書、身元保証書、買物クーポン券、給油伝票、代金取立手形預り証、手形取引約定書、商業信用状、同約定書、月賦購入券、値引通知書、放送受信契約書、労働協約書、当座預金借越契約書、合併契約書、不動産登記法による各種承諾書（分筆合併合筆など）、株券の預り証（名儀書換のもので引渡予定日のあるもの）、極度貸付契約書、出荷（荷渡）指図書（持参人渡のもの）、出資引受書、債券譲渡証書、質権または抵当権一部（全部）解除通知書、自動車割賦売買並びに抵当権設定契約書、工事受渡書、時計などの修理券、タクシー乗車券、入院申込書（保証人の経済的負担を証明）監査役就任承諾書、示談書、金銭信託組入済通知書、受益証券積金証書、品名数量などを表示しない小切手帳、形式の引替券など
記載金高
三〇〇〇円未満は不要
記載金高
三〇〇〇円以上は十円
記載金高のないもの
十円

なお、印紙税は証書、帳簿の表題や、見出しなどだけで課税されるわけでなくあくまでも性質が財産権の創設、移転、変更、もしくは消滅を証明するもの、および追認もしくは承認を証明すべきものだけに限られ単なる通知とか、整理文書はつきりした写、謄本の類は課税されないことになっています。

奥さまメモ

子供の日には〃かしわもち〃と相場がきまつているようです。専門店から買つてくれば手間がかからなくて値段も安あがりですが、家庭の手づくりも楽しみなものです。かしわの葉とアンの準備さえあれば、一時間ぐらいで手軽にできます。

◎かしわもち

材料（二五個〜三〇個）
かしわの葉　三〇枚
アン　適量
上シンコ　五カップ
水　二カップ
白玉粉　大さじ二杯

上シンコと白玉粉に水を少しずつ加えながら耳たぶぐらいの固さにねり合せ、これを小さくちぎつて、ぬれぶきんを敷いた蒸し器に入れ、十五、六分間蒸しあがつたらふきんに包んだまま、ちよつと水に通し、すりばちにあけてすりこぎでよくつきます。これを好みの大きさに分けて小判型にのし、その中にアンを入れてから合わせ目をよく押さえます。形がととのつたら蒸し器のぬれぶきんを敷き直して十二、三分蒸します（途中で二、三回ふたをあけて風を送るとヒビ割れができません）よく蒸せたらかしわの葉に包みます。

町史

当町の蜜柑作りの初まり

江戸時代の初期における農業経営は、米、麦、大豆などの主穀農業が主であつたが、その後次第に新田が開発されて農耕具や肥料の導入、品質の改良にともなつて主穀以外の作物をも作るようになつた。

郷土五カ村にもこの傾向はみられ、後期には荏油、砂糖、蜜柑、三椏などの商品作物が相当量生産された。

この時代に作られた蜜柑は小ミカンと言われる種類のもので、原産地は中国であり、それが九州に伝わり中世には紀州方面に盛行したので、紀伊国蜜柑、または紀州蜜柑と呼ばれるものであつた。

「神原宿要用雑記」により中之郷村四十九の名主次郎左衛門宅には、三三〇年以前に蜜柑がある程度栽培されていたことが伺われる。

このように郷土には江戸時代から蜜柑の栽培があつたのであるが、当時の農村構造として一般の農民が栽培することができなかつたのであり、名主などの一部富農層に限られてい、珍品贈答用、薬用ぐらいにしか扱われなかつたであろう。

この状態のなかで駿河地方において最もはやく農民自身によつて、蜜柑栽培を試みたのは、木島村の百姓**常盤小左衛門**であつた。

小左衛門は、青年時代から、蜜柑栽培に努力した。

警察官の異動

転任者
杉山　武（由比町入山）
清水　隆（交通課）
新任者
望月礼治（交通一課）
井沢国太郎（大仁署）

富士川町の教員異動

新任教員
第一小　宮石省吾　太田萠　岡本光雄　新田幸江　杉山熙　長谷川恵子
第二小　小木曽八重子　酒井義郎　佐藤喬二　木ノ内幸子
第一中　川島友好　遠藤浩二　押田秀雄　萩田典子
第二中　馬場実　田辺洋二　草薙直勝　山田佳代子　榑林伊久男
転任教員
第一小　池田信一　杉山太次郎　斎藤和幸　秋山泰子
第二小　山田道男　浦田喜代
第一中　清堅司　鈴木健二
第二中　石原克郎　若月律子　佐野利貞　太田昭
退職教員
第一小　湯舟文子　吉川律子
第一中　森俊輔

消防操法で第二位に

去る四月七日、県消防協会清庵支部の三八年度規律訓練査閲と消防操法大会が清水市第一中学校に於て開催された。

この大会は日頃の訓練を競いあい発表しあう大会です。

消防操法は、人員七名にて、火災現場に到達してから、放水操作の開始までの競技を、普通吸管で三〇秒で軽量吸管で十五秒の最低時間を基準にし操作を間違わず節度正しく行うもの。

当町消防団では、第五分団（北松野地区）が出場し第二位の成績をおさめた。

人の流れ

（敬称略）

祝結婚

区名	新郎	新婦旧姓
旭町	望月輝次	永子　相馬
上町	古沢光夫	せつ子　渡辺
本一	内藤　昇	菊恵　篠原
東一	山本　勝	玲子　平岩
小池	野沢広松	すみ江　土屋
木島	佐藤　満	幸子　布施
幸町	望月　武	清子　前島
宮町	原口　稔	栄子　土橋
宮町	野沢秀雄	洋子　井出
本一	竹島重雄	静子　寺西
大北	蓮池　浩	道江　二又川
清水	久保田一嘉	君子　小池
辻	石田永治	礼子　蓮池

祝誕生

区名	氏名	保護者	続柄
相生	斎藤正之	敬治	参男
川坂	飯田香津子	定男	弐女
東二	井上貴司	慎晤	長男
東二	一ノ瀬美子	要	長女
小山	植松里美	幹夫	長女
堺町	岡田昌久	文雄	長男
本一	鮎川政志	龍雄	長男
四十九	加藤さとみ	匠平	弐女
四十九	内野文秀	智由	長男
相生	望月裕見	芳見	長女
旭町	水野政秀	信夫	弐男
上町	御守郁子	唯彦	長女
小山	斎藤美佐江	広美	長女
舟山	望月雅裕	芳和	長男
旭町	村山曜子	繁昭	長女
相生	安彦晴美	隆男	長奮
上町	井出育利	勝	長男
東二	永井早苗	友治	長女
大北	宇佐美知恵子	進	長女

転出した人

区名	氏名	転出先
室野	望月松枝	富士宮市
木島	渡辺倍子	由比町
東二	寺本克子	富士宮市
上町	斎藤早苗	蒲原町
東一	村田つや子	由比町
小池	加藤宮子	富士市
新町	古木松子	蒲原町
小山	太田克江	東京都
新町	星野あや子	東京都
原方	佐野律子	富士宮市
清水	浜村玲子	富士宮市
市場	渡辺文枝	富士宮市
清水	田中妙子	富士宮市

祈冥福

区名	氏名	年令
小池	木本ふさ	八一
東二	大石利久	三五
旭町	斎藤りう	七五
相生	竹屋津根子	九〇
旭町	山嶋火吉	六二
木島	赤沢　昇	二二
原方	望月三作	五五
榛野	望月まつゑ	四三